

令和6年度 第6回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和7年2月21日（金）午前11時04分～午前11時47分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和6年度 第6回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和7年2月21日（金）午前11時4分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	出席

出席 8

欠席 1

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 水産技師）	赤塚 麻美

令和7年2月21日午前11時4分開会

【開会】

○ 柳次長

皆さんお疲れ様です。

定刻より少し早いですけれども、委員の方がそろいましたので、令和6年度第6回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、Web会議システムによる出席となります。

よろしくお願いいたします。

なお、本日は8名の出席をいただいております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また本日は事務局として、県水産振興課の漁業調整係、小路口技術主査、漁業監理係の保科技術主査が出席しております。

それでは委員会を開催いたします。

本日の議題は、会次第に示しております鹿児島県漁業調整規則の一部改正について、他計4件となります。

それでは開会にあたりまして、会長職務代理者の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○ 伊東委員

それでは改めまして皆さんこんにちは。

会長職務代理者の伊東であります。

本日はお忙しい中、そして寒い中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議事項につきましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 柳次長

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規定第4条第2号により、会長が欠けた際は、職務代理者が会務を総理することとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

座長を務めさせていただきますので議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規定8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、今回は奥村委員と八板委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

○ 奥村委員、八板委員

はい。

○ 伊東委員

それでは議事に入ります。

議題１「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」事務局からの説明をお願いします。

○ 小路口技術主査

水産振興課漁業調整係の小路口でございます。

WEBから参加失礼いたします。

議題１について説明いたします。

資料１をご覧ください。

本議題は諮問事項でありますので、初めに諮問文を読み上げさせていただきます。

１ページをご覧ください。

水振第757号、令和7年2月21日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）、このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

それでは、3ページをご覧ください。

今回はですね規則の一部改正について概要の資料の方でご説明させていただきたいと思います。

この改正の内容は、法律改正に伴う改正が2点、文言の適正化、修辭上の修正による改正が1点の3点ございます。

1改正の理由の（１）～（３）をご覧ください。

まず1点目の（１）です。漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律、いわゆるこれが水産流通適正化法といわれるものですが、これの一部改正に伴う規則の改正になります。

昨年の漁業法改正により衛星船位測定送信機等の、いわゆるVMSといわれる船の位置情報をお知らせする機器になります。これの常時作動を命じられたものは通信妨害や電子発信機能を損なう行為、これは衛星回線を使う場合はインマルサットを経由

しますのでインマルサットをスイッチを切ってしまう場合などが該当しますが、これらを損なう行為をしてはならないと漁業法の中で規定されたために、県の漁業調整規則においても同様に規定するものとなってございます。これが1点目です。

次に2点目ですが、こちらが刑法の一部改正に伴う改正です。これは2022年に刑法が改正されまして、これまで刑法の中で罰則がですね、懲役、禁固となっておりましたが、これを本年の6月1日からいずれも廃止をして新たに拘禁刑という文言に代わります。漁業調整規則のほうでも罰則のほうで懲役という文言がありますので、拘禁刑に改正するものでございます。旧来の刑法の考え方ではなくて、再犯を防ぐことに軸足を移していこうということで拘禁刑という新たなネーミングに変わったという改正でございます。

最後に3点目ですが、これは(3)をご覧ください。漁業調整規則は第59条、第60条は法人に所属するもの、漁業会社とかですね、社員の方であったり、法人に所属するものが違反を行った場合に、行為を行った違反者だけでなく、その人が所属をする法人も罰せられるというのがこの第59条、第60条でございます。これはいわゆる両罰規定と呼ばれるものなのですが、この規定の考え方としては自然人という人の考え方が法令上は法人も我々のような人間もいずれも人として見るのですが、自然人というのはいわゆる人です。生命体の人をより明確化するための修辭上の修正となっております。これは、また別の条文でですね両罰規定のことがあるんですけども、しっかりそれと差を出すために、今回文言の適正化の改正が入っております。以上、改正の内容3点でございます。

これは全国の都道府県のほうでも同じように改正をすることとされておりまして、水産庁から通知が来ているものでございます。

具体的な規則の改正の内容については、次の2の改正内容のところと5ページ以降は新旧対照表をつけてございますので、どのような改正の文言になるというのはご確認いただければと思います。

4ページをご覧ください。

3の施行期日についてでございますが、改正する内容については、刑法の施行日とあわせる必要がありますので令和7年6月1日から施行するとしてございます。

最後に4経過措置ですが、3のただし書きに規定する令和7年6月1日から施行とするものですが、この施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によるとなっております。4月に公布して6月までの期間に違反をして罰則の適用を受けるという場合においては、懲役または規則上は禁固はないんですけども懲役という罰則で適応されるという経過措置がございます。全国同様の経過措置が入っているものでございます。

資料は5ページからは新旧対照表、8～9ページは参考として関連する規則又は法令を掲載してございます。また改めてご確認いただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

稲盛委員どうぞ。

○ 稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

稲盛委員どうぞ。

○ 稲盛委員

はい。

5 ページに現行と改正案が書いてあって、第 51 条の 3 行目を見ますと第 4 条第 1 項の許可を受けた者に対してというもので、先ほど言われた VMS が対象になるということなんですけれども、現在この対象となっている第 4 条第 1 項の許可を受けた方がいらっしゃるのかどうかというのが 1 点目です。

2 点目に以前、当委員会で新規のさんご許可について話があったときに、操業の安全の確保と秩序の維持から A I S、似たようなもので A I S というものがあるんですけれども、そっちが比較的導入しやすいのかなということで、A I S を導入してはどうかと発言した経緯があるんですけれども、今度 A I S を含めた導入の検討をされる考えというか、そういったのがあるのかなということでお伺いしたいと思います。以上です。

○ 伊東委員

はい。事務局、小路口技術主査お願いいたします。

○ 小路口技術主査

はい。ありがとうございます。

1 点目の方ですね、まずこの VMS というものを付けた事例というのは、本県ではございません。多くは、大臣許可漁業のような大規模な漁業の方に VMS の方を設置をさせていて、稲盛委員がおっしゃったような航行の安全であるとか漁業違反の未然の防止、確認、取り締まり上の観点で設置をしているものです。本県の知事許可漁業に関しては、本県では事例が少ないですし、全国的にもその例は非常に少ないと聞いてございます。

2 点目の A I S であるとか G P S も船には多く知事許可漁業の船にもついているかと思います。令和 4 年に国の方から知事許可漁業の VMS の考え方に関するガイドラインというものが出されておまして、A I S や G P S でも代替え手段として、同じような効果を発するものとして指定をされておりますので、A I S を知事許可漁業でも作動させることというような条件を加えるだとか、そういった形で対応することは可能だと考えております。それも含めて本県ではまだそのような事例はないですので、今後様々なさんご漁業の話もありましたが、ひとつひとつの漁業ごとに検討するものと考えております。

- 伊東委員
稲盛委員、ただ今の回答でよろしいでしょうか。
- 稲盛委員
はい。ありがとうございました。
- 伊東委員
続きまして、八板委員どうぞ。
- 八板委員
両罰規定に関する意味合いのことで確認なんですけれども、両方突き合わせてみないとよくわからないところもあるのですが、念のためにお尋ねするんですが、過料の場合は法人と自然人とをわかれることでいいけれども、懲役の場合は自然人じゃないと対象とならないというようなことだと思うんですけれども、確認したいのは両罰規定そのもの、つまり、法人及び自然人両方に過料の場合でしょうけど、課するという内容自体は変更はないということで理解してよろしいんでしょうか。
- 小路口技術主査
はい。ありがとうございます。
(3)の改正に関しては、文言の適正化でございますので、内容に何か変更があるというものではございません。よりしっかり、第59条、第60条を自然人をしっかりと対象とすると、今までは違反した者というような規定ぶりだったんですけれども、その「者」が法人を指すのか個人を入れた者なのか、完全に人なのかというのがあいまいだったので、第59条、第60条の規定はあくまでも自然人に対する違反の規定ですということを明確化したという改正でございますので、内容が何か変わるというものではございません。
- 伊東委員
八板委員。その説明でよろしいですか。
- 八板委員
わかりました。内容は変わらないということでわかりました。例えば59条の現行の者をときとしたときに、自然人のことを特定することには読みにくいような気がするんですけれども趣旨は分かりましたので、結構です。ありがとうございます。
- 伊東委員
ほかに、この件に関してご意見等ございませんか。
それではないようですので議題1「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」は、原案の内容等の通り定めることを適当として答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それではそのように答申することに決定をします。

次に議題２です。

「鹿児島県資源管理方針の変更について」、事務局からの説明をお願いします。

○ 保科技術主査

はい。

水産振興課の保科です。

資料２に基づいて説明をさせていただきます。

座って説明いたします。

本議題はですね諮問事項ですので、めくって１枚目に諮問文をつけております。

諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第 756 号、令和 7 年 2 月 21 日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）、このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第 14 条第 4 項及び同条第 10 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

それではめくっていただきまして 1 ページ目をお願いします。

まず、今回の変更の概要についてですが、今回は主に 3 点、変更の内容がございます。

まず 1 点目がですね 1 番の（１）にありますとおり、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴いまして、県の方針についても変更を行うといったもの。

そして 2 点目にですね、クロマグロの関係でございますが、W C P F C 北小委員会等での合意内容に基づきまして、国の方の資源管理基本方針が変更になりましたので、それに歩みを合わせまして、県の方針も記載を変更するというものです。

そして 3 点目に、文言の軽微な修正を行うという、この 3 点の変更でございます。

それではそれぞれ具体的に説明をして参ります。

2 の変更内容の（１）をご覧ください。

国基本方針に伴う変更でございます。

これについてはですね令和 7 年 4 月から、本県においては令和 7 年 7 月からなんです、ブリの資源管理、T A C 管理が開始されるというところでございます。

これに伴いましてですね、国の基本方針のブリの各別紙がですね、2 の方に変更を受けましたので、本県の方針においても、今、別紙の 3 に書かれてるところを別紙の 1 に変更するという内容となっております。

中段の表をご覧ください。

国の別紙と県の別紙はですねこの表の通りリンクしておりまして、国の別紙の 2 が、県で言うところの別紙の 1、内容としては特定水産資源が書かれております。

国の別紙の 3 が、県で言うところの別紙の 2。

内容については少々長くなるんですが、特定水産資源以外、かつ、MSYベースの資源評価が実施されてるものということで、現在7魚種、記載をしております。

そしてブリについてはですね国の別紙にはない、県の独自の別紙の3、上記の別紙1・2に該当しないものとして、今、別紙の3に記載があるところなんですが、この度TAC管理が始まるということで特定水産資源となりまして、扱いとしては別紙の1に移るといったこととなります。

そうしまして、別紙の1・2・3の、書かれてる資源については、別紙の1が10資源、別紙の2が7資源、別紙の3が、ブリが減りまして32資源、合計49資源が、県の方針に記載されてるといった状態となります。

なお、このブリの管理に関してはですねステップアップ方式でのステップ1番ということで、これまでのまだい、かたくちいわし、うるめいわしと同様にですね、漁獲量の報告体制をまずは作りましょうという時期でございますので、各都道府県の漁獲可能量の配分ですとか、それに基づく、採捕停止命令というのは発出されないといった時期となります。

それでは2ページ目をお願いします。

2ページ目の一番上(2)番、クロマグロ小型魚の記載についてというところでございます。

まず、記載を変更する理由ですが、WCPFCの北小委員会等においてですね、小型魚の増枠後も今と同じ取り組み、つまり平成14年から平成16年までの平均漁獲実績から半分、これ以上ふやさない漁獲量にしましょうといった努力が現在もされておりますが、これを継続してしましょうといったことが合意されました。

これを受けましてですね、水産庁の方では、国及び都道府県は0歳での漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないような取り組みをしましょう。

そういった内容をですね国の基本方針に追記をしたので、本県においても、県の方針において同様の記載を行いましょうといったことです。

具体的な内容についてはですね、3ページ目以降の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

3ページ目をお願いします。

まず、こちらの表ですが、左側の方が改正後、右側の方が改正前となっております、改正後の方にですね、朱書きで追記しておりますのが、変更もしくは追記があったところとなります。

まず、上のほうからいきまして、改正日の追加をしております。

そして、第8の部分についてはですね、これまでは別紙の1については まあじ からまだい までだったんですが、まあじ から ぶり までと変更をさせていただいております。

それに伴いまして別紙の3番の方の番号が1つずれまして、別紙の1のまるあじから別紙の32のキンメダイまでということで1つ番号が繰り上がっております。

下の方に移りまして、特定水産資源、クロマグロの小型魚についてでございます。

こちらについては、第4のところに漁獲可能量以外の手法について記載する部分がございますが、これまでは特になしとしていたところを、赤書きのとおりですね0

歳魚（2kg未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために、必要な取り組みや関係する漁業者に対する指導を行うといったことを明記しております。

めくっていただきまして4ページ目をお願いします。

4ページ目の改正後の方ですね、別紙の1-12、特定水産資源、ぶりを追加しております。

第1から第5まで、記載がございますが、内容としましては、これまで追加しましたまい、かたくちいわし、うるめいわしとほぼ同様となっております、別紙第1で、特定水産資源名、第2の方ですね、鹿児島県ぶり漁業における水域ですとか、漁獲可能期間、そして、管理の手法を記載しております。

内容としましては、県内すべてのぶりを漁獲するすべての漁法について、こちらの方で定義づけております。

第3にはですね、配分について、漁獲可能量の配分について基準を記載しておりますが、すべての量を鹿児島県内でぶりの漁業を行うすべての漁業に配分するといったことを記載しております。

第4ついてもですね、漁業調整規則等の公的規制を遵守させるというですとか、漁協さんの方で作っていただいている資源管理協定の参加を促進するですとか、一般的なことが記載しております。

そして第5についてはですねステップアップ管理を行うということを明記しております。

続きまして5ページ目をお願いします。

5ページ目の中段の方ですね別紙の3の13番、水産資源名、しらすとございます。

こちらについては記載が一部誤りがありましたので修正をした内容となっております。

具体的に申し上げますと、改正前のものを見ていただくとわかる通り、しらす（鹿児島県周辺海域の括弧の後にさらに鹿児島県周辺海域と、入れてしまっておりまして、この文言が重複してありましたので、前段の鹿児島県周辺海域というものを削除したのとなっております。

以降につきましては、ぶりが別紙1に移ったことを受けた、別紙の3番の数字の修正となっておりますので、後もってご確認いただければと思います。

そして資料8ページ目以降にですね、ただいま説明申し上げました、内容について溶け込ませたものをつけておりますので、こちらもあともってご確認いただければと思います。

それでは、資料2ページの方にお戻りください。

最後に今後の手続きのスケジュールについて説明をいたします。

まず3月の中旬までにおいてですね各海区漁業調整委員会の方へ諮問をいたします。

それぞれ答申をいただきました後ですね、3月の中旬には、農林水産大臣へ変更承認申請を提出しまして、それが認められましたら、3月下旬には県公報そしてホームページの方で公表いたしまして、変更に係る手続きが終了となります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 伊東委員
ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。
- 久賀委員
はい。
- 伊東委員
久賀委員どうぞ。
- 久賀委員
失礼いたします。
1点だけ教えてください。
今回、追加、変更になる、ぶりなんですけれども、これ定義はどのようになっているかというのありましたでしょうか。
サイズの問題ですとか、どのような対象のものをぶりの範疇に入れているかというのをちょっと確認したいと思います。お願いいたします。
- 伊東委員
保科技術主査、どうぞ。
- 保科技術主査
はい。
ご質問いただきありがとうございます。
今回追加されるぶりについてですが、こちらはですね、もじゃこから成魚まですべてを含んだ形でぶりとされておりまして。
なので、今回は具体的な数量はまらないんですが、このTACが本格化した場合には、もじゃこから成魚まで含めて、知事管理漁獲可能量の中で管理をしていくといったことになります。
また、こちらについてはですね議題3の方で漁獲可能の設定を諮問させていただくんですが、そこでもまた改めて説明をさせていただければと思います。
以上です。
- 久賀委員
承知いたしました。
ありがとうございます。
- 伊東委員
久賀委員、よろしいですか。

- 久賀委員
はい。
- 伊東委員
他にございませんか。
それではないようですので、議題２「鹿児島県資源管理方針の変更について」は、
原案のとおり定めることを適当として答申してよろしいですか。
- 委員一同
はい。
- 伊東委員
それではそのように答申することに決定をします。
次に議題３「するめいか及びぶりに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能
量の設定について」、事務局からの説明をお願いします。
- 保科技術主査
はい。
水産振興課の保科です。
引き続き、説明をさせていただきます。
資料３をお手元にご準備ください。
こちらも諮問事項ですので、めくっていただいて１枚目に諮問文をつけております。
読み上げさせていただきます。
水振第 806 号、令和 7 年 2 月 21 日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会
長様、鹿児島県知事、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定について（諮問）、このことについて、本県の知事管理漁獲可能量
を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。
めくっていただいて裏面ですね、説明文をつけております。
まず概要でございますが、国の方からですね、令和 7 管理年度における都道府県別
漁獲可能量の当初配分の通知がございました。
それを受けて、先ほど説明申し上げました県資源管理方針に基づいて、知事管理区
分にそれぞれ配分したものとなっております。
それではまず、するめいかですね、本県に配分された漁獲可能量としては、現行水
準、目安数量は、10 トン未満という数字が与えられております。
本県例年ですね、するめいかについては 5 トン未満の漁獲で推移しておりますので、
おそらくこれを超過することはないかなと考えております。
配分ルールについてはですね別紙の方に、全量を知事管理区分に配分するとしてお
りますので、③番の設定については、鹿児島県するめいか漁業は、現行水準という表
示をさせていただきたいと思います。
続きましてぶりですね、本県に配布された漁獲可能量ということで 10 万 1000 トン

の内数という数字が出ております。

ここですすね本県に配分されたという言葉を使っているんですが、これはあくまで日本全体で、日本全体において10万1000トンの内数という数字が出ているということです。

なお、この数字が超えてもですすねステップアップ管理期間中ですので、採捕停止命令ですとか、そういったものは発出されません。

また、ぶりの定義について先ほどご質問いただいたところですが、もじゃこから成魚まで含んだ形になります。

そうなるとですすね、成魚がたくさん取れるともじゃこ枠が本格TAC化された後にですすね、なくなるんじゃないかというご心配もあろうかと思うんですが、基本的に、これはですすね、数量管理であるということ、そして、もじゃこについてはですすね、全国のぶり関係者会議において、採捕計画が示されてそれぞれ漁協さんに数字が出てくると思うんですが、その範囲内で、まずもじゃこの管理を行いますということを言っておりますので、TACの枠に加えてもじゃこが獲れなくなるということはおそらくないのではないかと今のところは想定はしております。

少し話が飛びまして配分ルールについてはですすね、資源管理方針を定めた通り、全量を当該知事管理区分に配分するとしておりますので、設定としましては、鹿児島県ブリ漁業に、10万1000トンの内数という数字を設定するといったこととなります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 伊東委員

ただいま説明が終わりました。この説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○ 稲盛委員

すいません。

○ 伊東委員

稲盛委員、どうぞ。

○ 稲盛委員

先ほどの質問、ご回答に関係するんですけれども、ぶりということで、もじゃこからはまち、それから親魚まで全部含むということでしたけれども、今のところはそのすべてを含んだ形で、全国の内数ということなんですけれども、ゆくゆくは先ほど、ステップアップを何か図っているということで、その辺が、大きさによる設定なのか全体なのかわかりませんが、今のところの、そういった予定はされていないのか、それとも何年後には、そこを目標にして、大きさによる設定というのは考えていらっしゃるのか、その辺の情報があれば教えていただければと思います。

以上です。

- 伊東委員
保科技術主査おねがいします。
- 保科技術主査
ありがとうございます。
ご質問いただきありがとうございます。
現状はですね、サイズ別に管理をするということは、まだ案としては出されておりません。
もうぶりはぶり、大きくとも小さくても、ぶりとして管理をするということだけが示されております。
ただ、先ほどですね、簡単に4月スタートの県と7月スタートの県があるようなことを申し上げたんですが、これが北海道から鹿児島まで、全国漁期が異なる県都道府県が集まっての管理となりまして、他の資源ではなかなか、都道府県ごとに管理期間が違うってのはないんですが、極めてぶりは、管理のあり方について、まだ熱心に議論されている状況でございます。
なので、もしかしたら今後そういった議論が出てくるかもしれないんですが、今のところは、想定はされないんじゃないかなという実感は持っているところです。
ちょっとあやふやな回答になってしまって申し訳ありませんが、以上です。
- 伊東委員
稲盛委員、今の説明でよろしいでしょうか。
- 稲盛委員
はい。
また何かそういう設定の情報があれば教えていただければと思います。
ありがとうございます。
- 伊東委員
そのほかにご意見等はございませんか。
久賀委員どうぞ。
- 久賀委員
はい。
質問というわけではないんですけれども、ぜひお願いということです。
ぶりについてです。
TAC管理始まりますと、漁獲量を維持するっていうことがすごく大事になってくるとは思うんですね。
今はちょうど天然のぶりがすごく獲れているので、ぶり全体の漁獲量がこのまま高い水準で維持されればいいなと思っているんですけれども。
そういう中で、やはりもじゃこへの影響が危惧されるわけなんですけれども、ぜひ

これからもぶり全体の資源量が多いことがわかってくればですね、今の漁業の現状を踏まえて、柔軟に漁獲量の上限を引き上げたり、柔軟に対応していただきたいということです。

ぜひよろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ありがとうございます。

保科技術主査どうぞ。

○ 保科技術主査

はい。

ご意見いただきましてありがとうございます。

もじゃこへの懸念というのはまさにおっしゃる通りなので、どういった管理のあり方が適切なのかというのはこのステップアップ管理期間中にでもですね、県の方でも検討を進めていきたいなと考えているところです。

また、このブリがですね4月スタートと7月スタートの都道府県に分かれるという説明をさせていただいたんですが、グループが違う中で、枠の融通ですとかそういったことができるのか、あとは果たして1年管理が適切なのかとか、そういったところもまだ全然日本全体で詰まっていないような状況ですので、それについては今後、随時協議をしながら、漁業者さんにしわ寄せがいかないような格好で考えておりますので、引き続きご検討をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 久賀委員

はい。

ありがとうございます。

この地区には大変重要な案件ですので、ぜひご検討よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ありがとうございました。

それでは、議題3「するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案の通り定めることを適当として答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定をします。

次に議題4「まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」，事務局からの説明をお願いします。

○ 保科技術主査

はい。

水産振興課の保科です。引き続き、説明をさせていただきます。

資料の4番をお願いします。

こちらは報告事項でして、まいわしの漁獲可能量が少し増えましたよという報告でございます。

変更理由をご覧ください。

こちらはですね、鹿児島県から石川県まで、関係者がいるんですが、関係者合意に基づいて国の留保枠から追加配分をいただきました。

そのため、その追加に応じて、知事管理漁獲可能量の変更したというものです。

なお、本内容については2月7日に県の公報にて告示済みの内容となっております。

変更内容をご覧ください。

今回6,400トンの追加配分をいただきました。

そのためにもともと3,600トンのところ、10,000トンまで漁獲可能量が増えたというところでございます。

ここ2年間ですね、まいわしは非常に豊漁で、5,600トン前後2年間立て続けにとれていたものですから、10,000トンでまずは十分な管理ができるのではないかと考えております。

またですね、まいわしの資源自体が、評価が非常に右肩上がりです。上ってるものから、もしこの10,000トンで不足するような事態が起こった場合にはですね、また国からの追加配分、もしくは他の県からの融通は図っていかうと思っております。

では、配分ルールですが、この追加配分についてはですね当初設定と同じ按分方法で行うというふうなことが、別紙の方で定めておりますので、一番下の(4)の表にあります、まき網とその他まいわし漁業の比率、86.1%と13.9%、こちらをかけまして、数字を算出したというところです。

(3) 番の変更案をご覧ください。

まき網まいわし漁業については、2,800トンから7,700トンに、その他まいわし漁業については、同じく現行水準ではあるんですが、目安数量が450トンから1,300トンに、そして県留保枠は350トンから1,000トン、合計が3,600トンから10,000トンになったといったところでした。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

それではご意見もないようですので、この件は終了します。

本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了いたしますが、その他、皆様方からご質問等はありませんか。

その他として事務局から何かありますか。

○ 柳次長

特にございません。

○ 伊東委員

それでは、他にないようですので、私の役目を終わります。

ご協力ありがとうございました。

○ 柳次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第6回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

令和7年2月21日午前11時47分閉会